

## 令和5年4月より割増賃金率引き上げが中小企業にも適用されます

時間外労働の割増賃金率の引き上げが、令和5年4月1日から中小企業に対して導入予定です。割増賃金率が引き上げられるのは月60時間を超えた時間外労働に対してであり、このときの割増賃金率は今までの25%から50%へと上昇します。さらに、深夜労働時間である22:00から翌朝5:00の場合は、深夜割増賃金率25%と時間外労働割増賃金率50%を足した75%となります。この制度を理解し、自社の労働環境に応じて適切な対応を進めることが重要です。

そこで、下記の通り「割増賃金率引き上げによって、留意すべきこと～令和5年4月、中小企業にも適用拡大!」をテーマに講習会を開催いたしますので、ご出席いただくと共に、組合員企業の皆様にもご紹介いただきますようお願い致します。

### 「時間外労働の割増賃金率引き上げ」に係る講習会 開催のご案内

上記のとおり、令和5年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率50%以上の支払いが中小企業にも適用拡大されます。

会員の皆様に、この度の制度改正への理解を深めるべく、次のとおりオンラインにて講習会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

■日 時：令和5年1月13日（金）14:00～15:30

■場 所：オンライン（Web会議システム「Zoom」にて開催）

■講 師：小林弘樹社会保険労務士事務所 社会保険労務士 小林 弘樹 氏

■テーマ：割増賃金率引き上げによって、留意すべきこと  
～令和5年4月、中小企業にも適用拡大!

■内 容：・時間外労働の割増賃金率引き上げ  
・上記に伴う就業規則について など

■対 象：会員組合（組合員企業含む）、賛助会員

■定 員：80名

※WEB出席ご希望の方はPC端末とインターネット環境は各自でご用意下さい。

※招待URL、当日の資料については後日個別にメールにてご案内いたします。

■参加費：無料

■申込締切日：12月28日（水）

※参加のお申込みは、講習会参加申込書、もしくは広島県中央会 HP (<http://www.chuokai-hiroshima.or.jp>) よりお願いいたします。

## 「時間外労働の割増賃金率引き上げ」に係る講習会 参加申込書

オンラインで開催するため、PC端末、インターネット環境が必要です。

お申し込み頂いた方には、後日メールにて資料をご案内致します。

### お申し込み方法

#### ①WEBでのお申し込み（右のQRコードを読み取りください）

お申し込み頂くと、ZOOMより当日のURLが、ご登録頂いたメールアドレスに送信されますが、迷惑メール等の設定をされていると届かない場合があります。対策として、お申し込み後の登録完了画面に記載されているURLを保存いただき、当日、保存いただいたURLからご参加ください。



#### ②MAIL、FAXでのお申し込み

（下記申込書に必要事項をご記入の上、ご返送ください）

企業名 (組合名)			
業種			
参加者名	お役職		お名前
	E-mail	@	
	お役職		お名前
	E-mail	@	
電話番号			
質問事項			

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講習会における本人確認、参加者名簿の作成、本講習会に関する連絡、各種情報提供にのみ使用いたします。

#### (お申込み先)

E-MAIL [k-fujioka@chuokai-hiroshima.or.jp](mailto:k-fujioka@chuokai-hiroshima.or.jp) FAX [082-228-0925](tel:082-228-0925)

#### (問い合わせ先)

上記Eメール又はTEL [082-228-0926](tel:082-228-0926)

<担当：広島県中小企業団体中央会 連携支援部 藤岡>